

答 申 書
(答 申 第 219 号)
平成 28 年 9 月 20 日

1 審査会の結論

道路使用許可申請書に関する公文書について、申請者の氏名については開示すべきであるが、現場責任者の氏名を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「（平成 28 年 2 月 5 日～11 日）さっぽろ雪まつりの際、大通会場とすすきの会場の道路を占有してなされる屋台・露店の道路使用許可申請書・配置図と許可証（写し）と許可条件など一切の情報」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、道路使用許可申請書及び添付書類について対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、その一部が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報（以下「1 号情報」という。）又は同条第 2 項第 2 号に規定する非開示情報に該当するとして平成 28 年 3 月 28 日付け道本交規（都）第 290 号で公文書一部開示決定通知（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分のうち、申請者の氏名及び現場責任者の氏名の部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示としたことについて取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 1 号情報の該当性について

ア 実施機関は、本件非開示部分は、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるため 1 号情報に該当すると主張する。

これに対し、審査請求人は、本件非開示部分は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当し、1 号情報には該当しないと主張していることから、1 号情報の該当性について検討する。

イ 条例第 10 条第 1 項第 1 号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものを非開示情報として定めている。

ウ 法人等に関する情報については、条例は第 10 条第 1 項第 2 号（以下「2 号情報」という。）に非開示情報として定めていることから、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される情報については、2 号情報の該当性によって、開示の判断をすべきであると解される。そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者以外の者が、権限に基づいて当該法人等の職務として行う行為に関する情報も含まれると解するのが相当である。

(ア) 申請者の氏名について

本件公文書の対象となっている道路使用許可申請については、さっぽろ雪まつりの際に、イベントの一つとして観光協会が法人等に対し、アイスバーの出店を依頼し、それを受けて法人等から道路許可申請がなされたものであることから、本件道路許可申請における申請者は、個人事業主等ではなく、法人等の代表者又は従業員等として申請したものである。

本件非開示部分の申請者が法人等の代表者又は従業員等のいずれであるかは定かではないも

の、法人等の行為として露店を出店し、事業を営むことを前提とした上で、申請書を記載している以上、本件における道路許可申請は権限に基づいて当該法人等のために行う法律行為に当たると言える。

よって、本件処分における申請者の氏名については、権限に基づいて当該法人等のために行う法律行為等に関する情報であるため、法人等に関する情報であり、1号情報には該当しないと解する。

(4) 現場責任者の氏名について

本件のような法人等が主体となってイベント等に露店を出店する場合において、現場責任者は通常当該法人等の従業員として店舗の管理を任せられた者に過ぎず、その氏名は権限に基づいて当該法人等のために行う法律行為等に関する情報とまでは言えないと解する。

よって、本件処分における現場責任者の氏名については、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められ、法人等に関する情報とも言えないことから、1号情報に該当すると解する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 本件非開示部分のうち申請者の氏名については、前述のとおり法人等に関する情報であることから、2号情報に該当するかについて検討する。

イ 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

ウ 本件のようなイベントに露店を出店する際の道路許可申請の申請者の氏名を開示したとしても、当該法人等の事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれる特段の事情は認められず、2号情報には該当しないと解する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、意見書において的屋は暴力団ではないことや情報公開訴訟におけるインカメラ審理の法制化等について主張をしている。

しかし、審査請求人のそれらの主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年4月28日	○ 諮問書の受理（諮問番号521） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成28年5月10日	○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
平成28年6月6日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成28年6月21日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議

平成28年7月26日 (第三部会)	○ 審議
平成28年8月29日 (第三部会)	○ 答申案骨子審議
平成28年9月6日 (第85回全体会)	○ 答申案審議
平成28年9月20日	○ 答申